



第5条：拷問の禁止

「何人も、拷問又は残虐な、非人道的なもしくは屈辱的な取扱いもしくは刑罰を受けることはない。」

- 2008年、アメリカ合衆国の関係当局は、キューバのグアンタナモ・ベイで、告訴もされず裁判も受けていない270名の囚人を拘束し続け、彼らを水中に沈めて溺れさせる拷問を加えました。当時のジョージ・W. ブッシュ大統領は、国際法に違反しているにも関わらず、CIAが秘密の拘束と尋問を続けることを許可しました。
- イラクでは、米国軍人がアブグレイブ刑務所（サダム・フセイン政府が反体制派に対して拷問を行い、処罰していた場所）を制圧した後、イラク人捕虜に拷問を加えていました。
- スーダンのダルフル州では、暴力、残虐行為、拉致が横行しており、外部からの救援はほぼ遮断されています。特に女性は無差別な暴行の犠牲になっており、難民キャンプの周辺では5週間に200人以上がレイプに遭っています。関係当局はこれに対して何の措置も取っていません。
- コンゴ民主共和国では、政府の治安当局と武装グループによる拷問と虐待行為が横行しています。監禁された人を長時間にわたって殴打し、刃物で刺し、レイプするといったものです。監禁された人は外部と連絡できない状態で隔離され、秘密の監禁場所に閉じ込められるケースもあります。2007年には、共和国警備隊（大統領の護衛）とキンシャサ警察の特殊部隊が、政府に対して批判的であるとの理由で多くの人を不当に監禁し、拷問を加えました。